

1 地域共生コミュニケーターとは

(1) 概要

日本語の不自由な外国籍県民等を対象に、様々な支援活動を行うボランティアの方を、県知事が委嘱する制度です。行政情報を伝え、通訳などのコミュニケーション支援をするとともに、地域に暮らす住民の相互理解を促進します。(平成26年4月1日時点 登録者154名、21言語、35市町村)

(2) 登録要件

- ア 原則として県内に在住し、在勤し、または在学している者。国籍不問。
- イ 日常生活に支障がない程度に外国語を話す能力のある者。
- ウ 日本語を母国語としない者については、日本語の日常会話とひらがなとカタカナの読み書きができる者。
- エ 地域共生コミュニケーターの主旨を理解し、活動に積極的に取り組む意欲を持つ者。

(3) 活動の例

- ア 行政機関の窓口等で、依頼に応じて通訳や翻訳を行う。
- イ 外国籍県民等の方々からの生活相談に応じ、専門機関・相談員などに橋渡しを行う。
- ウ 地域の日本語教室などで、日本語支援を行う。
- エ 外国籍児童生徒に対し、生活相談や日本語指導、母国語指導などを行う。
- オ 外国籍県民等の地域活動への参加を促す。
- カ その他、外国籍県民等の支援に関わる諸活動を行う。

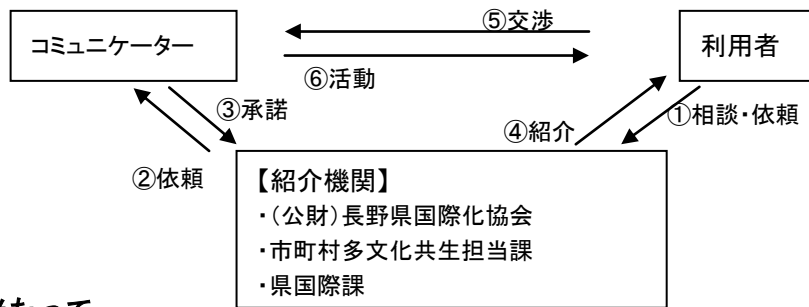
(4) 登録及び委嘱

申込者は、所定の応募用紙により県国際課に申し込む。県国際課は、県知事による委嘱の後、(公財)長野県国際化協会及び市町村多文化共生担当課に登録者の情報を提供する。

2 依頼までの流れ

地域共生コミュニケーターをご利用できるのは、県、市町村、学校、病院などの公的機関のほか、民間交流団体や外国籍県民等の方々などです。その他、直接の営利、宗教、政治活動等、特定の目的に結びつかない場合に限り利用することができます。

依頼から活動までの流れは以下のとおりです。



3 実施に当たって

- (1) 利用者からの依頼に基づき、紹介機関が地域共生コミュニケーターに連絡をとります。この時点では、依頼内容の簡単な説明のみとなりますので、実際の活動の進め方・内容等は、利用者と地域共生コミュニケーターが直接打合せていただくようになります。
- (2) 紹介後の活動において生じたトラブルについては、紹介機関はその責任を負いません。
- (3) 謝金・交通費の支払いについては、当事者間で交渉を行ってください。また、県機関が通訳の依頼をする場合の規定は、以下のとおりとなりますので、参考にしてください。

通訳料：1時間まで1,000円。1時間を超える場合は以降15分ごとに250円加算します。

交通費：県の規定に基づき交通費を支給します。

<p>問合せ先 (公財)長野県国際化協会 (ANPI) 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (電話) 026-235-7186 (FAX) 026-235-4738 (E-mail) mail@anpie.or.jp</p>	<p>長野県県民文化部国際課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (電話) 026-235-7165 (FAX) 026-232-1644 (E-mail) kokusai@pref.nagano.lg.jp</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------